

財団法人全日本ろうあ連盟加盟協会に「福祉に関する情報」を2~3ヶ月毎に、福祉対策部 NEWS として発行することになりました。各協会の会合や機関紙などに活用してください。

高速道路の割引制度改正

障害者に対するETC車載器購入助成のお知らせ

有料道路における障害者割引制度が改正されます。

【ポイント】

障害者有料道路割引証が廃止されます。(割引証は2004年5月まで)

身体障害者手帳の提示で割引できます。

ETC利用の場合も割引が適用されます。(事前手続きが必要です)

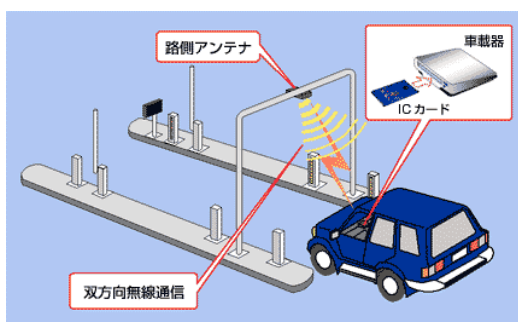
手続き・・・下記を用意の上、福祉事務所へ申請してください。

ETCを利用しない場合

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 車検証
- ・ 運転免許証
- ・ 割引証 今後不要となるため返却

ETCを利用する場合

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 車検証
- ・ 運転免許証
- ・ 割引証 今後不要となるため返却
- ・ ETCカード
- ・ ETCセットアップ申込書・証明書



< ETC車載器購入助成 >

- ・ ETC車載器購入代金の一部(1人当たり1万円)を助成。
 - ・ 既に、ETC車載器を購入済の方も対象。
 - ・ 申込み先着順15万人に達した段階で終了。
- なお、詳細につきましては、各市町村福祉事務所にご確認下さいませようお願いいたします

ETC利用の障害者に対する割引については、従来、障害者手帳の提示、割引証の提出が必要でしたが、平成16年1月20日からあらかじめ障害者手帳等を管理している市町村福祉事務所等に必要事項を記入した「有料道路障害者割引申請書兼ETC利用申請書」を提出して審査を受け、「ETC利用対象者証明書」の発行を受けて、有料道路事業者の設置する窓口で郵送することにより、指定された期日から入口、出口ともノンストップでの通行ができるようになりました。

成年後見制度と選挙権

成年後見制度で多くの権利は擁護されますが、失うものもあります。その一つが選挙権です。

4月から支援費制度が始まり、福祉サービス利用に行政が責任をもつ「措置」から、障害者が自らサービスを選択し、事業者と直接契約する制度に変わりました。地方自治体や厚生労働省は「成年後見制度は、福祉サービス利用に伴うさまざまな契約において、障害者本人を保護し自己決定を尊重できるもの」とし、周知してきました。

ろう重複障害者生活・就労施設「たましろの郷」の緊急アピールで、今回の総選挙において投票引換券が届かず、成年被後見人に選挙権がないことが分かりました。

民法改正を受け公職選挙法も改正されています。

(1999(平成11)年12月19日公布,2000(平成12)年4月1日施行)

成年後見制度の創設に係る公職選挙法における取り扱いは

公職選挙法第11条 禁治産者 成年被後見人 となりました。

問題点

成年後見人制度とは、精神上の障害により判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益からまもる制度です。

成年後見人制度の説明や周知では、財産権の保護のみで、選挙権が剥奪されることの説明が一切されなかった事です。

公職選挙法第11条の文言は、成年被後見人の権利を剥奪するもので、成年被後見人に不当な選挙方法を強いた者を違法行為者とするのが、正しい法のあり方であり、成年後見制度は被後見人の財産権を保護するものであって、選挙権まで及ぶのは不当ではないでしょうか。

欠格条項が改正されても、このように障害者に対する不平等が存在することは許されない事で、障害者の権利を奪う制度の早期改善が必要であり、厚生労働省及び総務省に制度の改善を求める必要があります。

薬剤師試験問題について

期 日：2003年10月29日(水) 15:00~15:30

厚生労働省医薬食品局

連 盟：中村・本多・大杉

連盟 柴田昌彦 / 今年の3月に神戸学院大学を卒業、薬剤師国家試験に合格、現在は愛媛県宇和島市の調剤薬局にて勤務。

薬剤師国家試験において神戸学院大学の教務課を通して厚生労働省管轄の「近畿厚生局」に情報保障をもとめたが、その対応にいくつか問題があった(例：補聴器の着用は理由もなく断られた 等)。

このようなケースがあったにも関わらず、今年の実施要項を見ると改善されていない(薬剤師国家試験実施要項「8.その他」について)。視覚障害者に対する配慮は明記されているのに、何故、その他の障害者に対しては記載がないのか？

また、「近畿厚生局」に「何故、補聴器装用を認めなかったのか？」確認していただきたい。

厚生労働省 「神戸学院大学」「近畿厚生局」の間にズレがあったと思われる。当初、本人より「補聴器は日常的に装用しなくても問題はない。」というような言い方だったので一度断った。その後、大学から「日常的に補聴器を装用しているので許可していただきたい」と申し入れがあった為、試験の前に補聴器装用の写真提出をお願いした(盗聴器の疑いがある為)。他の障害者に対しても写真提出をお願いしている。当日の対応については本人から特に申し入れはなかった。

連盟 公務員試験、他の国家試験でも写真提出は聞いたことがない。なぜ薬剤師試験のみなのか？写真提出は今後も続くのか？官報には柔軟な記載でお願いしたい。大学の入試試験等には対応マニュアルがあるので、他の試験の状況も調査の上、検討してほしい。条項が撤廃されたことは今まで見えてこなかった部分が出てくるだろう。本人は無事に国家試験に合格したが、今後、増え続ける受験生のためにも、また、地域の不均衡をなくすためにも、厚生労働省から指導していただきたい。

厚生労働省 実際は現場の監督が対応できるかどうか？初めてのケースなので来年度を目標に見直しに努力していきたい。